

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年四月十二日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）万代西真美店

所在地 香芝市西真美三丁目五番一ほか

二 香芝市から聴取した意見の概要

店舗所在地の前面道路は、真美ヶ丘東幼稚園、真美ヶ丘東小学校及び香芝東中学校の通学路に指定されている。

工事期間中の通学時間帯においては、通行する園児、児童及び生徒の安全確保をお願いする。

店舗新設後においては、通行する園児、児童及び生徒並びに来客車両の視認性の確保並びに駐車場出入口及び業者車両出入口付近への安全対策を行うこと。特に、通学時間帯については、最大限の配慮をお願いする。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年四月十二日から同年五月十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで